

島根県農業協同組合行動計画（一般事業主行動計画）

女性が管理職として活躍でき、男女ともに働きやすい環境をつくることによって全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日

2. 内容

目標1：ノー残業デー等の時間外勤務短縮時間運動の実施

〈取組内容〉

- ・令和2年3月頃 所定労働時間の現状を再度分析し、改善策を検討する。
- ・令和3年3月頃 改善策の実施状況を分析し、取組状況の検証を行う。
- ・「ノー残業デー」当日に、イントラネットメールにて周知を図る。（原則毎週水曜日）
- ・業務内容によって勤務時間を職員が決めるフレックスタイム制度を活用する。
- ・営業日の18時半にはパソコンを自動シャットダウンすることにより時間外労働の削減を目指す。

目標2：年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均で年間10日以上とする

〈取組内容〉

- ・令和2年4月頃 年次有給休暇の取得管理表を用いて個別にヒアリングする。
- ・令和2年6月頃 ヒアリングの内容を管理職で共有し、職場環境の改善を検討する。
- ・令和2年9月頃 各部署において、職員年次有給休暇の取得計画を策定する。

目標3：管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を20%以上にする

〈取組内容〉

- ・令和3年3月頃 経営層や管理職を対象に、会議にて女性活躍に関する意見交換を実施する。
- ・令和3年3月～ 女性労働者の積極的・公正な育成・評価に向けた所属長へ研修を行う。
- ・令和3年4月～ 女性管理職に対するヒアリングの実施を行い、女性管理職モデルを明確にする。